

## 金融労組の動き

# あおぞら銀行から金融ユニオンに組合加入

FP (ファイナンシャル・プランナー) 教育担当のIさん

### コンプライアンス上の問題

#### 指摘への報復? に不安を持ち

あおぞら銀行本部でFP (ファイナンシャル・プランナー) 業務の教育を担当する管理職のIさんは、昨年11月にコンプライアンスにかかわる業務上の問題を指摘し、銀行業務の発展を願う立場から提案を行いました。職場の上司に受け入れられませんでした。Iさんはやむを得ず、コンプラ管理部署にホットライン通報をしましたが、管理部署においてもその問題が解決されませんでした。

その1ヵ月後、Iさんは人事部から突然「面談をしたい」と呼び出されました。面談では、過去6年前から現在にかけて、Iさん自身についてこれまで一度も注意されたことがない9項目の問題を取り上げられ、Iさんが「上司の指示を守らない」「ハラスメントを行った」「組織の秩序を著しく乱した」と一方的に非難され、就業規則上の「懲戒事項に該当」との説明を受けました。

こうした対応は、Iさんがコンプライアンスにかかわる問題点をホットライン通報したことに対して、職場の上司と人事部が連携して報復措置を行ってきたものと認識し、Iさんはさらに職場の目安箱を通じて会社の役員へ報告しました。この役員へのIさんの報告について、人事部は「当該役員への報告は、関係者以外へ行った迷惑行為であり、業務妨

害として懲戒対象事項にあたる」とし、さらに注意を受け、7月30日に、嚴重注意処分  
の通知書が人事部長名で送付されました。

Iさんは、何が「懲戒事由」の対象となるのか、人事部に具体的な明示を求めて交渉を行いました。個人の交渉では一切根拠を明示されることもなく、話をそらされ、関係する人たちの伝聞を盾に、何ら回答を得ることができませんでした。

### 懲戒についての注意文書の撤回を

#### 要求

Iさんは労基署へ相談し「助言・指導制度」を利用しましたが、結果的に何も解決されず、懲戒への不安が日々強くなっていく状況から、8月13日に不当な銀行の対応改善を求めて、金融労連傘下の個人加盟労組の金融ユニオンに加入しました。

組合からの文書による質問への会社回答が9月16日に組合に届き、その内容について10月8日、団体交渉を行いました。しかし、団体交渉の中でも、Iさんの具体的な質問に対して銀行の明確な回答は行われませんでした。組合側は、面談時に作成が確認されていたIさんと人事部のE課長との7月14日と28日の面談記録の開示を要求しました。

懲戒事項についての説明も、交渉の中で明示されないことから、今後の協議を進める上で事実に基づく共通の認識をしていくためにも、約束した面談記録の提出と、事実に基づ

かない懲戒についての注意文書の撤回を要求しました。

次回団交を10月末に開催することを要求してこの日の団交を終了しました。

## 団交で労働組合の力を感しました

「Iさんは「根拠のない事はひとりで解決できるものと考えていたが、実際には何を質問をしても、はぐらかされて議論にならず、懲戒事由とだけ言われ続けて、とても悔しい思いをした。労働組合としての団体交渉の中で、一つひとつの事実を照会する組合質問に答えられない銀行の姿が明らかになり、改めて事実確認のため、約束の7月28日面談記録の提出要求の検討を約束させたことは、組合の力だと感じました。日常の仕事の中では、上司が問題をあいまいにすることが多いため、この取り組みに多くの銀行員が関心を持ってもらえるよう、団体交渉を通じて、問題に対して意見を言う行員が大切にされる銀行づくりへの一步にしたい」と語っています。(金融労連機関紙「金融労連」No334、金融ユニオン機関紙「金融ユニオン」No135から)

## 金融リスク商品販売では国会でも

### 取り上げられたあおぞら銀行

あおぞら銀行では2009年に金融商品の販売に従事していた契約社員を、販売手数料の目標を達成しない事を理由に雇止めをしようとして国会でも問題になったことがあります。

日本では、1996年の金融ビッグバン以降、金融商品の銀行窓口での販売が緩和される中で、銀行労働者の中で金融リスク商品販売への不安が高まりました。

1980年代末のバブル経済で、銀行からの過剰な融資の勧誘を受けて不動産や株式に投資

した銀行の顧客が、バブル崩壊後に不動産や株式価格の暴落した結果、巨額の債務が残り、住んでいる自宅の競売や自己破産に追い込まれました。

バブルの時期の強引な融資拡大を業務として強制された銀行労働者は、顧客のニーズではなく銀行の業績拡大競争が顧客への過剰な融資となり、バブル崩壊で多くの顧客が被害者となったことを実感していました。

この時、銀行の過剰融資の犠牲となった人々は「銀行の貸し手責任を問う会」を結成するなどして、銀行の貸し手としての責任を追及し、同じような被害を繰り返さない運動に取り組みました。銀行の貸し手責任を問うたたかいは、裁判でもたたかわれました。心ある銀行労働者は、銀行被害者の側に立ってバブル期に銀行内部でどのように過剰融資が競われていたか証言しました。

1990年代後半、金融ビッグバン以降の金融商品の銀行窓口販売の拡大は銀行労働者にノルマを課しての販売競争となり、銀行労働者の中にバブル期の銀行被害再現の不安を高めました。こうした不安から、銀行労働者は金融商品のノルマ販売の規制を求め国会でも取り上げられました。

金融商品のノルマ販売が国会で議論されているさなかに、あおぞら銀行で販売手数料の目標が達成できない契約社員が雇止めを通告され、当時の銀行産業労働組合(現金ユニオン)に加入し雇用の確保を求めました。この問題は、国会で取り上げられ、大門実紀史議員(日本共産党)が参議院財務金融委員会であおぞら銀行の行名を上げて金行政に質しました。

金融行政は与謝野担当大臣(当時)臨席の下で、金融商品の販売成績が当該労働者の処遇に過度に連動する営業は金融機関の監督指針に反することを確認し、問題がある場合には指導すると答弁しています。(田中均)

関連レポート **金融商品販売 目標未達成で解雇は「監督指針」違反**